

品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付要綱

制定 令和7年3月19日区長決定 要綱第44号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区地域公共交通基本方針に基づき導入するA I オンデマンド交通の運行を行う事業者に対し、品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めることにより、品川区A I オンデマンド交通運行事業(以下「本事業」という。)の円滑かつ安定的な実施を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、品川区内においてあらかじめ設定した運行区域に乗降ポイントを設置もしくは設定し、A I (人工知能)を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行う輸送サービス(以下「補助対象事業」という。)とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象事業者」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項または第21条第2号の許可を受けた者であって、品川区(以下「区」という。)と本事業に関する協定書を締結した事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、運行に要する経費(以下「運行経費」という。)とする。

2 運行経費は、次に掲げる経費のうち、区長が適当と認めた経費とする。

- (1) システム構築・維持管理費
- (2) 機器調達・管理費
- (2) 人件費
- (3) 車両税金類
- (4) 保険料
- (5) 燃料油脂費
- (6) 車両維持・修繕費
- (7) ミーティングポイント設置維持管理費
- (8) 広報・周知費
- (9) その他区長が必要であると認めた経費

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助金の交付を受けようとする会計年度における運行経費から運賃収入、広告料収入その他本事業に付帯する収入およびこの要綱による補助金以外の補助金の交付額を減じた額とする。この場合において、当該交付額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 当該会計年度の途中で本事業を開始し、変更し、または終了する場合における運行経費については、日割りにより算定するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、本事業の開始日までに品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定および通知)

第7条 区長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付の申請内容を変更しようとするときは、品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金変更交付決定申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により交付決定された補助金の額に変更をきたさない場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する軽微な変更については、前項に規定する申請を要しないものとする。

(1) 補助の目的のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助金の目的を損なわない事業計画の軽微な変更

(補助金の交付額の変更決定および通知)

第9条 区長は、前条第1項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付額の変更を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付額の変更を決定したときは、品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止等)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止し、廃止し、または譲渡しようとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出し、指示を受けなければならないものとする。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、区長から補助対象事業の実施状況について報告を求められたときは、速やかに当該補助対象事業の状況を報告するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき、または補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金完了実績報告書(第5号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定および通知)

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金確定通知書(第6号様式)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定により補助金の交付決定および額の確定を受けた補助対象事業者は、品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金請求書(第7号様式)により、速やかに区長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、遅滞なく補助対象事業者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 区長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助対象事業を中止し、または廃止したとき。

(4) 前3号に定める場合のほか、区長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても、適用するものとする。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付決定取消通知書(第8号様式)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金返還命令書(第9号様式)により、その返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、補助対象事業により取得し、または効用を増加した財産については、区長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第18条 区長は、補助対象事業者が前条の規定による区長の承認を受けて財産を処分した場合において、当該処分により収入があったときは、当該補助対象事業者に対し、その収入の全部または一部を納付させることができる。

(財産の管理義務)

第19条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産について、補助対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第20条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を、当該会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、防災まちづくり部長が別に定める。

品川区長 あて

所在地
名称
代表者の職および氏名

品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付申請書

品川区A I オンデマンド交通運行事業を実施したく、品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象事業の名称

2 補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 補助対象経費の額 _____ 円

(内訳)

運行経費 _____ 円

4 運賃収入等見込み _____ 円

(内訳)

運賃収入 _____ 円

広告料収入 _____ 円

その他運行事業収入 _____ 円

品川区以外の補助金 _____ 円

5 補助金交付申請額 _____ 円

6 関係書類 ・ 収支計画書

※申請者氏名欄に記入の上、押印を省略する場合には以下を記載する。

[本書類を発行することができる権限を有する者]

役職及び氏名 :

連絡先(電話番号) :

[事務担当者]

所属、役職及び氏名 :

連絡先(電話番号) :

収支計画書

1. 年間収支

	金額	備考
運賃収入	円	
広告料収入	円	
その他運行事業収入	円	
品川区以外の補助金	円	
収入見込計 (A)	円	
システム構築・維持管理費	円	
機器調達・管理費	円	
人件費	円	
車両税金類	円	
保険料	円	
燃料油脂費	円	
車両維持・修繕費	円	
ミーティングポイント設置維持管理費	円	
広報・周知費	円	
その他経費	円	
運行経費計 (B)	円	
補助金交付申請額 (B) - (A)	円	

第 年 月 日 号

様

品川区長

品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 補助対象経費の額 _____ 円

3 補助金交付決定額 _____ 円

4 条件

申請者は補助対象事業の実施にあたり、「品川区補助金等交付規則」(昭和39年品川区規則第4号)および品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付要綱(令和7年要綱第44号)の規定を順守すること。

品川区長 あて

所在地
名称
代表者の職および氏名

品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金変更交付決定申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた品川区A I オンデマンド交通運行事業について次のとおり変更したく、品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて補助金交付決定の変更を申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 変更の理由

3 変更の内容	既交付決定額	_____ 円
	変更交付申請額	_____ 円
	増減	_____ 円

- 4 関係書類 ・収支計画書（変更後）＜第1号様式別紙＞

※申請者氏名欄に記入の上、押印を省略する場合には以下を記載する。

〔本書類を発行することができる権限を有する者〕

役職及び氏名 :
連絡先（電話番号） :

〔事務担当者〕

所属、役職及び氏名 :
連絡先（電話番号） :

様

品川区長

品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付決定の変更申請について、以下のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 変更決定の内容	既交付決定額	_____円
	変更交付決定額	_____円
	増減	_____円

3 条件

申請者は補助対象事業の実施にあたり、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)および品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付要綱(令和7年要綱第44号)の規定を順守すること。

第5号様式(第12条関係)

年 月 日

品川区長 あて

所在地
名称
代表者の職および氏名

品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金完了実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた品川区A I オンデマンド交通運行事業が完了したので品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金既交付決定額 _____ 円
- 3 実績報告額 _____ 円
- 4 関係書類 ・ 収支決算書

※申請者氏名欄に記入の上、押印を省略する場合には以下を記載する。

〔本書類を発行することができる権限を有する者〕

役職及び氏名 :
連絡先(電話番号) :

〔事務担当者〕

所属、役職及び氏名 :
連絡先(電話番号) :

収支決算書

1. 年間収支

	金額	備考
運賃収入	円	
広告料収入	円	
その他運行事業収入	円	
品川区以外の補助金	円	
年間収入計 (A)	円	
システム構築・維持管理費	円	
機器調達・管理費	円	
人件費	円	
車両税金類	円	
保険料	円	
燃料油脂費	円	
車両維持・修繕費	円	
ミーティングポイント設置維持管理費	円	
広報・周知費	円	
その他経費	円	
運行経費計 (B)	円	
補助金実績報告額 (B) - (A)	円	

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区 A I オンデマンド交通運行事業補助金確定通知書

年 月 日付の品川区 A I オンデマンド交通運行事業補助金実績報告についてその内容を審査した結果、補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認められたため、交付すべき補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金交付決定年月日および番号
年 月 日 第 号
- 3 補助金交付決定額 _____ 円
- 4 補助金交付確定額 _____ 円

第7号様式(第14条関係)

年 月 日

品川区長 あて

所在地
名 称
代表者の職および氏名

品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で補助金の交付確定を受けた品川区A I オンデマンド交通運行事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助対象事業の名称

2 請求金額 _____ 円

※申請者氏名欄に記入の上、押印を省略する場合には以下を記載する。

〔本書類を発行することができる権限を有する者〕

役職及び氏名 :

連絡先(電話番号) :

〔事務担当者〕

所属、役職及び氏名 :

連絡先(電話番号) :

第 号
年 月 日

様

品川区長

品川区 A I オンデマンド交通運行事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により補助金の交付を決定した品川区 A I オンデマンド交通運行事業に係る補助金について、品川区 A I オンデマンド交通運行事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項に基づき、下記の理由により補助金の交付決定の（全部・一部）を取り消します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 補助金の取消額 _____ 円
- 4 取り消しの理由 要綱第 15 条第 1 項__号による
(理由)

様

品川区長

品川区 A I オンデマンド交通運行事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を取り消した品川区 A I オンデマンド交通運行事業に係る補助金について、品川区 A I オンデマンド交通運行事業補助金交付要綱第 16 条に基づき、下記のとおり返還を命じる。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金返還額 _____ 円
- 3 返還期日 _____ 年 月 日